

## 独占禁止法の審判制度廃止（取消訴訟移行）に伴う行政処分前 の手続等に関する補充意見書 - 独占禁止法改正案について

2010年（平成22年）4月23日  
日本弁護士連合会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の一部を改正する法律案に対する当連合会意見の内容は以下のとおりである。

当意見は、本年2月5日の当連合会正副会長会で承認された「独占禁止法の審判制度廃止（取消訴訟制度移行）に伴う行政処分前の手続等に関する意見書」を踏まえたものであり、同意見書を添付する。

### 1 第52条第1項「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」について (意見)

「公正取引委員会が認定した事実を立証する証拠」を、「公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠及び公正取引委員会の認定事実を基礎付ける証拠の証明力を判断するために重要な証拠」に修正すべきである。

#### (理由)

法律案では、事前手続において「公正取引委員会が認定した事実を立証する証拠」について事業者側が閲覧することができるよう、改正を行うとしている。被処分者の防御権の保障に一步を踏み出したものと評価できる。しかし、「認定した事実を立証する証拠」を、違反事実を積極的に認定するに必要かつ十分な証拠と狭く捉えるのであれば、被処分者にとってその防御のために十分な証拠開示とはいえない。公正取引委員会が収集した多数の証拠の中には、違反事実の存在を疑わせる方向で作用する証拠や評価が分かれる証拠が含まれていることがあり、これらの証拠も公平に開示されてはじめて、被処分者の防御権の保障に資する開示となる。

そこで、開示される証拠の範囲は、違反事実を積極的に認定する証拠のみならず、公正取引委員会の認定事実を基礎付ける証拠の証明力を判断するために重要な証拠を含めるべきである。具体的には、証拠物、公正取引委員会職員が作成した供述調書・審尋調書、事業者側又は第三者が公正取引委員会の報告命令又は報告依頼により作成した報告書などで、公正取引委員会の認定事実を基礎付ける証拠の証明力を判断するために重要な証拠が開示の対象とされるべきである。

## 2 第52条第1項において閲覧謄写の対象が当該当事者・その従業員の供述調書等に限られている点

### (意見)

閲覧を認める全証拠について、謄写を認めることを原則とすべきである。

### (理由)

法律案では、閲覧を認める証拠のうち当該当事者・その従業員の供述調書等についてのみ謄写を認めることとしている。証拠の「説明」しかなされない現行の事前手続に比べ、被処分者の防御権をより手厚くするものであると評価できる。しかしながら、他社の従業員又は第三者の供述がより重要な証拠として位置付けられることが少なくなく、謄写の範囲を限定することは妥当ではない。また、閲覧を認めつつ謄写の範囲を限定する理由もない。

カルテル・入札談合においては他の被疑事業者の従業員等がどのような供述をしているのかが違反事実の有無を判断・評価するうえで重要なことが多いし、排除型私的独占等においても、排除されたとされる事業者の従業員等がどのような供述をしているかが重要となることが多い。

他社従業員の供述調書に含まれる営業秘密の保護の問題や供述内容が被疑事業者に知られると出荷停止や取引量低下などの報復・不都合が生じる危険があるといった問題などがあるのであれば、その点はマスキング等で対応する、あるいは、目的外使用を禁止する規定を設けることも検討に値し、そのような制度によって対応が可能であって、謄写を制限する理由とはならない。

以上より、謄写の範囲は、当該当事者・その従業員の供述調書に限定されず、他社従業員の供述調書等も含め、閲覧を認める全証拠とすることを原則とすべきである。

## 3 第52条2項の閲覧謄写に係る当事者の請求

### (意見)

改正案第52条2項の「求めることを妨げない。」の文言を「求めることができ。」に修正すべきである。

### (理由)

証拠開示の重要性については上記で述べたとおりであるが、「求めることを妨げない。」という文言は、その意味が曖昧であり、また、証拠開示が十分でない場合に、当事者がさらなる証拠の開示を求める能够性を明確化することが妥当である。

## 4 第58条第1項において調書作成の対象が「当事者の陳述の要旨」とされている点

(意見)

原則として陳述の全てを記載することとすべきである。

(理由)

事前説明調書の記載の程度については、取消訴訟における迅速かつ充実した審理に資するべく、当事者らの陳述の「要旨」でなく、原則として陳述のすべてを記載することとすべきである。また、この点をどうするかは別として、事前説明調書は、当該事案の争点を把握するのに恰好の文書であるため、取消訴訟が提起された場合には、係属裁判所に移送（送付）されるようにするべきである。

5 第58条第5項において、調書及び報告書の「閲覧」のみが可能とされている点

(意見)

閲覧だけでなく謄写も可能とすべきである。

(理由)

被処分者の取消訴訟提起の検討及び準備に資するよう、事前説明調書及び指定職員の報告書については、事前手続段階での被処分者の謄写権を認めるべきである。

6 事前説明調書及び指定職員の報告書の係属裁判所への移送（送付）について

(意見)

事前説明調書及び指定職員の報告書は、係属裁判所への移送（送付）がなされるように規定されるべきである。

(理由)

事前説明調書及び指定職員の報告書は、当該事案の争点を把握するのに恰好の文書であるため、取消訴訟において迅速な実質的な審理の実現に資する。

添付：「独占禁止法の審判制度廃止（取消訴訟制度移行）に伴う行政処分前の手続等に関する意見書」（2010年2月5日付）